平成２６年（フ）第６７８５号
大阪府大阪市淀川区宮原１丁目１番１号
破産者　株式会社グッドリメイク（旧商号株式会社中村工務店・中部プランニング株式会社）
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９９６号
神奈川県横浜市保土ヶ谷区和田１丁目21―７　リバーサイド３Ｄ
破産者　鈴木　敬子
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２２２号
東京都練馬区大泉学園町６丁目13―22―203
破産者　樋口めぐみ（旧姓辻）
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６５３号
神奈川県相模原市中央区星が丘１丁目19―９
破産者　黒澤　照男（旧姓正内）
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６５４号
神奈川県相模原市中央区星が丘１丁目19―９
破産者　黒澤　　瞳
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７３５号
東京都荒川区南千住２丁目31―12
破産者　菊池　美穂
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４９号
埼玉県川口市中青木４丁目18―２―701
破産者　定山文雄こと　崔　　洛文
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７８７号
東京都世田谷区瀬田４丁目37―26―203、住民票上の住所兵庫県芦屋市松浜町８―18―431
破産者　高柳　郁子
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９１８号
東京都府中市紅葉丘２丁目13―３―209
破産者　並木　　一
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９１９号
東京都調布市菊野台１丁目55―２―201
破産者　並木　泰子
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９２７号
神奈川県相模原市中央区東淵野辺１丁目14―８―404
破産者　福島健太郎
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９８６号
千葉県習志野市実籾４丁目40―６
破産者　三上　基次
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８００４号
東京都世田谷区奥沢３丁目26―５―101
破産者　山田　康文（旧姓富永）
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８００５号
東京都世田谷区奥沢３丁目26―５―101
破産者　山田　暢子
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０６０号
東京都江東区東雲１丁目９―14―301
破産者　木谷　浩和
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２号
福岡市博多区博多駅前２丁目20番１号
破産者　医療法人樹啓会
１　決定年月日　平成26年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７号
札幌市白石区南郷通17丁目北１番10―15号
破産者　浦島　勝男
１　決定年月日　平成26年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２６号
埼玉県越谷市宮前１丁目５番地50号
破産者　一鳶工産合同会社
１　決定年月日　平成26年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０１５号
東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目２―９、開始決定時の住所東京都武蔵野市吉祥寺本町４丁目22―15―301
破産者　出水　　康
１　決定年月日　平成26年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９０９号
千葉県山武市松尾町祝田116番地２
破産者　株式会社明和
１　決定年月日　平成26年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１４号
東京都豊島区南大塚２丁目36―２―412
破産者　廖　　美雪
１　決定年月日　平成26年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２３２号
千葉県野田市木野崎2624
破産者　新島　　章
１　決定年月日　平成26年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部